Fibergate Inc.

第 20 期
定時株主総会
招集ご通知

日　　時

2019年９月26日（木曜日）午後１時30分

場　　所

札幌市中央区大通西８丁目
札幌ビューホテル 大通公園
地下２階クレストホール
（末尾記載の「第20期 定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

議決権行使期限
2019年９月25日（水曜日）
午後６時まで

株式会社ファイバーゲート
（証券コード　9450）

○目次

第20期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）
事業報告 …… 3
１．企業集団の現況 …… 3
２．株式の現況 …… 12
３．新株予約権等の状況 …… 14
４．会社役員の状況 …… 16
５．会計監査人の状況 …… 20
６．業務の適正を確保するための体制 …… 21
７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 24
８．会社の支配に関する基本方針 …… 25
９．剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 25

連結貸借対照表 …… 26
連結損益計算書 …… 27
連結株主資本等変動計算書 …… 28
連結注記表 …… 29
貸借対照表 …… 37
損益計算書 …… 38
株主資本等変動計算書 …… 39
個別注記表 …… 40

監査報告書 …… 46

（株主総会参考書類）
第１号議案　定款一部変更の件…… 52
第２号議案　取締役６名選任の件…… 53

第20期 定時株主総会会場ご案内　巻末

（証券コード9450）
2019年９月10日

株　主　各　位

札幌市中央区南一条西八丁目10番地３
第28桂和ビル
株式会社ファイバーゲート
代表取締役社長　猪　又　將　哲

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年９月25日（水曜日）午後６時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

株主総会にご出席　　開催日時　2019年９月26日（木曜日）午後１時30分
（受付開始：午後１時）
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
会場　札幌ビューホテル 大通公園 地下２階 クレストホール
札幌市中央区大通西８丁目 / TEL（011）261－0111（代表）

株主総会にご出席願えない場合

郵送による議決権行使　　2019年９月25日（水曜日）　午後６時　必着
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
上記の議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。（同封の「議決権行使書用紙・記載面保護シール」をご利用ください。）

敬　具

記

1．日　　時　2019年９月26日（木曜日）午後１時30分 （受付開始：午後１時）

2．場　　所　札幌市中央区大通西８丁目
札幌ビューホテル 大通公園 地下２階 クレストホール
（末尾記載の「第20期 定時株主総会会場ご案内」をご参照いただきたく、お願い申し上げます。）

3．目的事項

報告事項　1．第20期（2018年７月１日から2019年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第20期（2018年７月１日から2019年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
1．株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（https://www.fibergate.co.jp）に記載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。

◎当日は軽装にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告（2018年７月１日から2019年６月30日まで）

１．企業集団の現況

（１）　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年７月１日から2019年６月30日まで）におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用環境の改善傾向が継続し、個人消費や設備投資についても回復基調を示し、多発した自然災害による経済への影響がありましたが、政府の経済・金融政策等を背景に円安・株高傾向が続き、緩やかな景気回復がみられました。

当社グループが拠点を構える北海道経済におきましても、相次ぐ地震や台風等の災害の影響により、公共工事や設備投資が減少しているものの、個人消費は持ち直しの動きがみられ、雇用情勢を着実に改善しております。一方、米国経済は良好な雇用所得環境から個人消費の拡大が続く等、堅調に推移しているものの、一部の企業では米中貿易摩擦による業績への影響が出始めております。欧州経済については、フランスにおける政策をめぐる混乱やBrexitに関する不確実性はあるものの、ユーロ圏全体としては引き続き回復基調にあります。また、中国経済は米中貿易摩擦の影響等により減速傾向にあります。

上記のように、全体としては緩やかな回復傾向にありますが、10月に迫った消費税増税への対応、将来の労働人口減少に対処するための働き方や生産性の向上へ向けた改革等への取組等も課題となり、個人消費等への影響の懸念がある等、先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

当社グループを取りまく通信サービス業界におきましては、スマートフォンをはじめとする高性能通信端末の普及とインターネットコンテンツやサービスの多様化により、無線通信サービスへの需要は拡大を続けており、通信行政の下、社会全体で５Ｇ（第５世代移動通信システム）に代表されるような大容量で高速なデータ通信に対応した環境構築が進められております。さらに今後は、IoTやAI等の技術革新によって爆発的に増加したデータを、様々な産業分野の企業間で連携し利用することにより、新たなビジネスモデル・付加価値の創出や社会課題の解決が期待されております。また、一方で、消費者が負担する通信利用料抑制の動きも進んでおり、屋内外ともに通信キャリアとの契約パケット量を消費しないフリーWi-Fi環境の需要も増加しつつあります。

このような市場環境の下、当社グループは、2018年3月の東京証券取引所マザーズ市場への上場および2019年6月の東京証券取引所第一部への市場変更、2019年7月には札幌証券取引所本則市場への重複上場を行い、市場への認知度・信用力の向上を実現するとともに、商品・サービスの開発と顧客基盤の拡大に注力いたしました。事業面においては、ニッチ市場に特化してWi-Fi環境構築先となるロケーション（集合住宅・店舗・商業施設・交通機関等）とつながるパートナー企業との協業により、新規Wi-Fi環境構築時に発生するフロー収益（一時収益）と、各ロケーションからの利用料収入や通信機器レンタル収入等のストック収益（継続収益）を両面で増加させております。管理面においては、増加する受注件数に対応するため、増員等による費用の増加を予定しておりましたが、内部オペレーションの見直し・改善による生産性向上が奏功し、販売費及び一般管理費の増加を抑制いたしました。

さらに、情報資産および製品やサービスに関する重要な技術情報等をセキュリティ上の様々な脅威から保護するため、国際規格「ISO/IEC27001（ISMS）」認証取得により、情報セキュリティ管理体制を強化しております。

その他、株主優待制度につきまして、2019年3月に上場1周年記念株主優待を実施し、1単元（100株）以上保有の全ての株主様に一律「1,000円分のクオカード」を贈呈いたしました。また、株主様との関係をより一層大切にしていくことを主な目的として、基準日を2019年6月30日とする株主優待制度より一部優待内容を拡充しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,446,396千円（前期比36.9%増）、営業利益936,132千円（前期比67.2%増）、経常利益886,999千円（前期比73.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益550,888千円（前期比76.4%増）となり、売上高および各利益において過去最高値を更新することができました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
5,446,396千円 前期比 36.9%増	936,132千円 前期比 67.2%増	886,999千円 前期比 73.9%増	550,888千円 前期比 76.4%増

[セグメント別売上高]

事　業　区　分	売　上　高（千円）			構成比（%）	前期比増減率（%）
	第18期 2017年６月期	第19期 2018年６月期	第20期 2019年６月期		
レジデンスWi-Fi事業	1,930,137	2,862,151	4,073,063	74.78	42.31
フリーWi-Fi事業	857,250	1,115,334	1,373,332	25.22	23.13
合　　計	2,787,387	3,977,485	5,446,396	100.00	36.93

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
２．レジデンスWi-Fi事業……インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
３．フリーWi-Fi事業……フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は1,415,318千円であります。

その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、レジデンスWi-Fi事業向け設備投資1,369,197千円、フリーWi-Fi事業向け通信設備投資11,108千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2017年３月31日付けの取締役会決議に基づき、第４回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行し、当連結会計年度中に本新株予約権の一部が行使されたことにより、51,048千円の資金調達を行いました。その他、経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

（2） 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第17期（2016年６月期）	第18期（2017年６月期）	第19期 前連結会計年度（2018年６月期）	第20期 当連結会計年度（2019年６月期）
売上高(千円)	1,023,483	2,787,387	3,977,485	5,446,396
経常利益(千円)	55,270	334,836	510,171	886,999
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	27,012	209,331	312,312	550,888
１株当たり当期純利益（円）	5.04	37.96	40.81	57.60
総資産(千円)	2,255,326	3,054,242	4,364,688	5,311,858
純資産(千円)	200,854	413,480	1,380,144	1,981,638
１株当たり純資産額（円）	37.06	73.57	144.92	202.06

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

２．当社は、2016年１月５日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年12月１日付で、普通株式１株につき50株の株式分割を行い、2018年９月１日付で、普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

３．当社は、2015年12月27日開催の臨時株主総会の決議により、従来の決算期１月１日から12月31日までを、７月１日から６月30日までに変更しております。これに伴い、移行期である第17期は2016年１月１日から2016年６月30日までの６ヵ月間となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第17期 (2016年６月期)	第18期 (2017年６月期)	第19期 前事業年度 (2018年６月期)	第20期 当事業年度 (2019年６月期)
売上高(千円)	1,005,670	2,688,124	3,814,190	5,212,241
経常利益(千円)	52,074	269,087	367,055	678,887
当期純利益(千円)	24,902	166,566	216,925	414,510
１株当たり当期純利益（円）	4.65	30.21	28.35	43.34
総資産(千円)	2,250,122	2,976,494	4,178,240	4,975,464
純資産(千円)	195,776	365,343	1,236,964	1,702,287
１株当たり純資産額（円）	36.12	65.01	129.88	173.57

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２．当社は、2016年１月５日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年12月１日付で、普通株式１株につき50株の株式分割を行い、2018年９月１日付で、普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。
３．当社は、2015年12月27日開催の臨時株主総会の決議により、従来の決算期１月１日から12月31日までを、７月１日から６月30日までに変更しております。これに伴い、移行期である第17期は2016年１月１日から2016年６月30日までの６ヵ月間となっております。

（３） 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	当社の議決権の比率	関係内容
株式会社NOIS	東京都港区	10,000千円	インターネット回線取次事業	100.00%	役員の兼任あり
飛博網通科技股份有限公司	台湾 台南市	500,000NT$	機器開発・コールセンター事業	100.00%	役員の兼任あり

（4） 対処すべき課題

当社グループは「ワンストップ・ソリューション」という企業コンセプトを掲げつつ通信機器の開発・製造から電気通信サービスまで、一貫して手がける（通信系キャリア以外の）独立系Wi-Fiソリューション事業を中軸に事業拡大を進めてまいりました。

次期の見通しにつきましては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、地政学的リスクの高まりによる世界景気の減速懸念、国内においては、消費税増税の影響等による景気下振れ懸念、また金融市場の変動による影響等、引き続き予断を許さない状況が予想されます。

当社グループにおける経営基盤の強化を図り、安定した成長を実現するための対処すべき課題として、以下の項目を推進してまいります。

インターネットを取り巻く昨今の事業環境下においては、モバイル端末を中心とした次世代通信網の普及は急激に進んでおり、インターネットの利用方法も多様化しております。これにより、インターネット業界全体においては、収益機会は増加傾向にあるものの、更なる競争激化や業界再編等が進みつつあります。

こうした状況下において、当社グループは、「ワンストップ・ソリューション」の企業コンセプトのもと、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで内製化された垂直統合型の統合的なサービスとして提供するため、グループ内の技術や人的リソースの連携、ネットワーク資産の効率化などを進めてまいります。そして企業ニーズをより敏感に受け止め、各事業がスピードと柔軟さをもって応えていく必要があります。

以上の取り組みにおいては、それぞれ次のような、課題があると認識しております。

① 事業推進上の課題

イ．営業拠点および人員の拡充

本社、東京オフィス、大阪オフィス、名古屋オフィス、福岡オフィスおよび仙台オフィスを中心とし今後段階的に拠点を開設することにより、営業エリアを拡大するとともに人員の増強等を進めてまいります。

ロ．代理店との提携

当社の拠点および人員のみでは、全国市場をカバーするのには十分であると考えておらず、強力な営業スタッフを擁した営業代理店との提携により、サービス契約件数の飛躍的な増加を図ってまいります。

ハ．業界団体・不動産管理会社との連携

現在は不動産会社との個別的な営業活動を行っておりますが、不動産業界団体、大手不動産管理会社グループとの包括的な連携を行うことにより効率的な営業活動を実現してまいります。

② コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための経営管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社および当社グループ子会社各社が効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底および内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを図っていく方針であります。

③ 優秀な人材の確保と育成

通信（インターネット）業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新サービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、国内・国外ユーザーのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

当社グループの経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大およびサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組んでまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、事業推進上、契約者やインターネット接続利用者の属性、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、2016年２月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。更に、情報資産及び製品やサービスに関する重要な技術情報等をセキュリティ上の様々な威嚇から保護するため、国際規格「ISO/IEC27001（ISMS）」認証取得により、情報セキュリティ管理体制を強化しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（5）　主要な事業内容（2019年６月30日現在）

セグメントの名称		主要な事業内容（主要な品目・サービス）
Wi-Fi事業	レジデンスWi-Fi事業	インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
	フリーWi-Fi事業	フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供

（6）　主要な営業所（2019年６月30日現在）

①　当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	北海道札幌市中央区南一条西八丁目10番地３　第28桂和ビル
東京オフィス	東京都港区芝大門二丁目10番12号　ＫＤＸ芝大門ビル
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目３番７号　瓦町ＫＴビル
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦一丁目20番10号　ＨＲ・ＮＥＴ伏見ビル
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区祇園町八丁目17番　ヴォーヌンク祇園
仙台オフィス	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目４番18号　タカノボル第22ビル

②　子会社の事業所

名称	所在地
株式会社ＮＯＩＳ	東京都港区芝大門二丁目10番12号　ＫＤＸ芝大門ビル
飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市安平區華平路672巷８號４樓

（7） 従業員の状況（2019年６月30日現在）

① 企業集団の従業員数

区分	前期末	当期末	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	78名	90名	12名増	37歳５ヵ月	３年２ヵ月
女　　性	63名	69名	6名増	31歳７ヵ月	３年４ヵ月
合計又は平均	141名	159名	18名増	35歳０ヵ月	３年３ヵ月

（注）使用人数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

② 当社の従業員数

区　　分	使用人数	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	83名	37歳６ヵ月	３年３ヵ月
女　　性	67名	31歳７ヵ月	３年４ヵ月
合計又は平均	150名	34歳11ヵ月	３年４ヵ月

（注）従業員数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

③ 女性管理職（役職者）の比率は以下のとおりであります。

女性管理職の比率	23.7%

（8） 主な借入先の状況（2019年６月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	527,500千円
株式会社日本政策金融公庫	272,028千円
株式会社三井住友銀行	180,554千円
株式会社みずほ銀行	146,902千円
株式会社北陸銀行	101,120千円
株式会社新生銀行	95,020千円

（注）当連結会計年度末日の主な借入金残高を記載しております。

（9） その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 株式会社東京証券取引所によりご承認いただき、2019年６月14日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

② 証券会員制法人札幌証券取引所によりご承認いただき、2019年７月24日付で、当社株式は札幌証券取引所本則市場へ上場いたしました。

2．株式の現況（2019年６月30日現在）

（１）発行可能株式総数　16,500,000株

（２）発行済株式の総数　9,807,400株（自己株式120株を含む）

（注）ストック・オプションの行使による新株式発行により、発行済株式の総数は283,600株増加しております。

（３）株主数　3,942名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
猪又　將哲	2,991,200株	30.49%
株式会社MIコーポレーション	2,388,000株	24.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,118,700株	11.40%
松本　泰三	722,000株	7.36%
野村信託銀行株式会社（投信口）	221,900株	2.26%
GARUDA FUND MANAGING DIRECTOR BRIAN BALLEINE（常任代理人　フィリップ証券株式会社）	120,700株	1.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	111,200株	1.13%
MSCO CUSTOMER SECURITIES（常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券会社）	101,600株	1.03%
野村證券株式会社（常任代理人　株式会社三井住友銀行）	92,795株	0.94%
株式会社SBI証券	60,100株	0.61%

（注）１．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（120株）を控除して計算しております。

【所有者別株式分布状況】

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	4	25	39	32	4	3,720	3,824	－
所有株式数（単元）	－	14,974	3,021	24,104	5,514	10	50,431	98,054	2,000
所有株式数の割合（%）	－	15.27	3.08	24.58	5.62	0.01	51.43	100.00	－

（注）自己株式120株は、「個人その他」に１単元を含めて記載しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

① 当事業年度における新株予約権（ストック・オプション）の行使により、発行済株式の総数が283,600株、資本金が25,524千円、資本準備金が25,524千円それぞれ増加しております。

② 2019年３月13日開催の取締役会において、株主還元の一環として上場１周年記念株主優待実施に関する決議をいたしました。

株主優待制度の内容は、以下のとおりであります。

対象となる株主様	…	2019年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式１単元（100株）以上保有されている株主様を対象といたしました。
株主優待制度の内容	…	対象となる株主様に対して、一律1,000円分のクオカードを贈呈いたします。
贈呈時期	…	2019年４月下旬。

③ 2019年６月５日開催の取締役会において、毎年６月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式１単元（100株）以上保有されている株主様に対し、株主還元の一環として株主優待制度の一部変更に関する決議をいたしました。

株主優待制度の変更内容は、以下のとおりであります。

保有株式数	保有期間	
	１年未満	１年以上
100株～1,000株未満	2,000円分	3,000円分
1,000株以上	3,000円分	4,000円分

3．新株予約権等の状況

（1） 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2017年３月31日	2017年10月31日
新株予約権の数		826個	19個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式165,200株 （新株予約権1個につき200株）	普通株式3,800株 （新株予約権1個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり90円	1株当たり212円
権利行使期間		2019年４月２日から 2027年４月１日まで	2019年11月２日から 2027年11月１日まで
行使の条件		（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 807個 目的となる株式数 161,400株 保有者数 １人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 １人	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 １人

（注）１．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の権利行使は、１個単位で行うものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

2．当社は、2017年12月１日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行い、2018年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行い、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

（２）　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）　その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）　取締役および監査役（2019年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
取締役会長	大塚和彦（おおつかかずひこ）		株式会社LEOC顧問
代表取締役社長	猪又將哲（いのまたまさのり）		株式会社MIコーポレーション代表取締役
取締役副社長	松本泰三（まつもとたいぞう）	営業推進本部長	飛博網通科技股份有限公司代表取締役
常務取締役	濱渦隆文（はまうずたかふみ）	経営管理本部長	
取締役（社外取締役）	篠田信幸（しのだのぶゆき）		
取締役（社外取締役）	石丸美枝（いしまるみえ）		公認会計士石丸会計事務所所長 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役 株式会社じゃんぱら（旧株式会社サードウェーブエクスチェンジ）社外取締役
監査役（社外監査役）	河野直輝（こうのなおてる）		飛博網通科技股份有限公司監査役
監査役（社外監査役）	小幡朋弘（おばたともひろ）		弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所東京事務所代表 株式会社ＲＳテクノロジーズ社外監査役 株式会社東北エンタープライズ社外取締役
監査役（社外監査役）	鎌田啓志（かまだひろし）		オフィスK.代表

（注）１．取締役篠田信幸氏、石丸美枝氏は、社外取締役であります。
２．監査役河野直輝氏、小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、社外監査役であります。
３．監査役小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
第19期定時株主総会において、濱渦隆文氏、石丸美枝氏が取締役に選任され就任いたしました。
監査役の異動についてはありません。

（2）　責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行に善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（3）　取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額	摘　　要
取締役（うち社外取締役）	6名	71,400千円	（うち社外取締役２名　3,150千円）
監査役（うち社外監査役）	3名	16,683千円	（うち社外監査役３名　16,683千円）
合　　計	9名	88,083千円	

（注）株主総会決議による報酬限度額は次のとおり決議いただいております。
取締役　年額　　150,000千円以内（2017年３月31日臨時株主総会決議）
監査役　年額　　30,000千円以内（2017年３月31日臨時株主総会決議）

（4）　取締役の報酬の決定に関する方針

①　取締役の報酬決定の基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、取締役会にて検討・合議を経て決議することとしております。

②　取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、取締役会において決定しております。

③　取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

・現金報酬

現金報酬は、経営責任の比重を示す役位ランクと前年の経営貢献度を示す号俸に基づき、取締役会において決定しております。

④　取締役報酬の限度額

当社の取締役報酬は、法令に基づき、株主総会で総額を決議しております。

・取締役の報酬額

2017年３月31日　臨時株主総会決議　年額150,000千円以内

（5） 監査役の報酬の決定に関する方針

① 監査役の報酬決定の基本方針

当社の監査役報酬につきましては、取締役および監査役の監督責任負担への対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

② 監査役報酬の決定プロセス

当社の監査役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③ 監査役報酬の内容

当社の監査役報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

④ 監査役報酬の限度額

当社の監査役報酬は、法令に基づき、株主総会で総額を決議しております。

・監査役の報酬額

2017年３月31日　臨時株主総会決議　年額30,000千円以内

（6） 社外役員に関する事項（2019年６月30日現在）

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

地位	氏名	兼職先および兼職内容
取締役	篠田信幸（しのだ のぶゆき）	
取締役	石丸美枝（いしまる みえ）	公認会計士石丸会計事務所所長 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役 株式会社じゃんぱら（旧株式会社サードウェーブエクスチェンジ）社外取締役
監査役	河野直輝（こうの なおてる）	飛博網通科技股份有限公司監査役
監査役	小幡朋弘（おばた ともひろ）	弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所東京事務所代表 株式会社ＲＳテクノロジーズ社外監査役 株式会社東北エンタープライズ社外取締役
監査役	鎌田啓志（かまだ ひろし）	オフィスK.代表

（注）当社と上記各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	取締役会	監査役会	出　席　状　況　お　よ　び　発　言　内　容
篠田信幸（しのだ のぶゆき）	15回中 15回出席 (100%)	－	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たし、当社の経営戦略に関する助言・提言、当社取締役会の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。
石丸美枝（いしまる みえ）	11回中 11回出席 (100%)	－	第19期定時株主総会において就任後、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たし、当社の経営戦略に関する助言・提言、当社取締役会の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。
河野直輝（こうの なおてる）	15回中 15回出席 (100%)	18回中 18回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会15回および監査役会18回の全てに出席いたしました。長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、経営陣から独立した客観的な視点で議案審議および適宜助言、提言を行っております。
小幡朋弘（おばた ともひろ）	15回中 15回出席 (100%)	18回中 17回出席 (94%)	当事業年度に開催された取締役会15回および監査役会17回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、社外監査役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議および適宜助言、提言を行っております。
鎌田啓志（かまだ ひろし）	15回中 15出席 (100%)	18回中 18回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会15回および監査役会18回の全てに出席いたしました。長年に亘り中小企業診断士としての豊富な業務経験と経営全般および管理・運営業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに当社取締役会の客観性およびコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。

（注）当事業年度における書面決議による取締役会はありません。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5．会計監査人の状況

（1）　名称　有限責任 あずさ監査法人

（2）　報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,204千円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）　会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについて検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

（4）　非監査業務の内容

当社は有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価に関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

（5）　会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号いずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（6）　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（7）　過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため『内部統制システム構築の基本方針』を決議しております。

なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

（1）　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 法令・定款および社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。

② コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、執行役員会議においてコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

（2）　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規程ならびに内部情報管理規程に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

（3）　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

② 執行役員会議で事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

（4）　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。

② 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。

③ 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。

（5）　当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。

②　取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

③　内部監査室は、当社および当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

（6）　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

②　指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

（7）　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役および上長等の指揮・命令は受けないものとする。

②　当該使用人の人事異動および考課については、監査役の同意を得るものとする。

（8）　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①　監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

②　取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査役に報告する。

③　取締役および使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④　社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

（9）　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

②　監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③　監査役は、会計監査人および内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

④　監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

（10）　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、執行役員会議（経営会議）において、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

（11）　反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、当社の特別関係者、株主および取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロおよび特殊知能暴力集団等）を断固たる姿勢で排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を下記のとおり定め、これを遵守しております。

（基本方針）

当社は、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

①　反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践することは、健全な市民社会の形成に寄与するとともに、企業価値の向上につながる。企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係根絶のため、経営トップはいわゆる総会屋などの反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除する決意を社内外に明らかにすると同時に、反社会的勢力による組織暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本として、自ら、組織的対応を可能とする体制を確立する。

②　反社会的勢力との関係断絶を維持するために必要な内外の関連情報を一元的に管理するとともに、常に外部専門機関と連携し、問題解決のための指導・支援を行う組織を用意し、人材の育成に努める。

③　常に危機管理意識を維持し、反社会的勢力に付け入る隙を与えないよう、反社会的勢力からのアプローチに対応する社内規則や業務マニュアルを策定し、教育・研修に努める。また、組織的対応の実効性を確認するために、業務監査を強化する。

・　当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力との取引・契約は行いません。
・　当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
・　当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応いたします。
・　当社は、反社会的勢力による不当請求には、一切応じず、毅然として法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
・　当社は、いかなる理由があっても反社会的勢力への利益供与や裏取引は絶対に行いません。

当社の反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年１回同様の調査を実施しております。

なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、上記の基本方針に基づき、具体的な対応指針を制定し、対応指針に基づき反社会的勢力との取引を排除するための体制を整備しております。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は取締役会において決議された『内部統制システム構築の基本方針』に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一を図っております。期中については、内部監査室による監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。

また、事業年度末においては、内部監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正は存在しないことを認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は以下のとおりであります。

① 取締役会を15回、経営会議（執行役員会議）を42回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を18回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な社内会議に出席し、業務および財産の状況監査、取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等と適宜情報交換を行いました。また、子会社については、監査役監査の実施、子会社の役職員等との意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 情報セキュリティー対策については、個人情報を含めた会社の機密情報の漏洩防止を目的として、データ管理方法の厳格化を図りました。また、情報セキュリティーに関する情報をイントラネット等に活用し周知・啓蒙を図っております。

⑤ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。また、子会社については、監査役監査を適切に実施いたしました。

8．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、第20期事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標のひとつとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画などを基に総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であります。ただし、現時点では実現可能性およびその実施時期等については未定であります。

内部留保金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当社は、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

連結貸借対照表（2019年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,351,078**	**【流動負債】**	**1,706,982**
現金及び預金	1,058,574	買掛金	320,139
売掛金	993,170	１年内償還予定の社債	280,000
商品	255,561	１年内返済予定の長期借入金	476,941
仕掛品	13,413	リース債務	31,306
貯蔵品	390	未払金	211,786
前払費用	33,923	未払費用	14,090
その他	1,095	未払法人税等	258,640
貸倒引当金	△5,051	賞与引当金	27,708
【固定資産】	**2,955,819**	その他	86,369
（有形固定資産）	**2,806,699**	**【固定負債】**	**1,623,237**
建物	10,540	社債	430,000
工具、器具及び備品	2,755,856	長期借入金	1,142,549
リース資産	40,302	リース債務	17,862
（無形固定資産）	**61,421**	退職給付に係る負債	17,100
ソフトウェア	54,860	その他	15,725
ソフトウェア仮勘定	6,560	**負債合計**	**3,330,220**
（投資その他の資産）	**87,698**	**純資産の部**	
敷金	37,223	**【株主資本】**	**1,982,530**
繰延税金資産	46,605	**資本金**	**426,896**
破産更生債権等	283	**資本剰余金**	**344,454**
その他	3,869	**利益剰余金**	**1,211,413**
貸倒引当金	△283	**自己株式**	**△234**
【繰延資産】	**4,960**	**【その他の包括利益累計額】**	**△892**
社債発行費	4,960	**為替換算調整勘定**	**△892**
資産合計	**5,311,858**	**純資産合計**	**1,981,638**
		負債・純資産合計	**5,311,858**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　2018年7月1日　至　2019年6月30日）

（単位：千円）

科目		金額	
【売上高】			**5,446,396**
【売上原価】			2,434,336
	売上総利益		3,012,059
【販売費及び一般管理費】			2,075,926
	営業利益		**936,132**
【営業外収益】			
受取利息		769	
受取配当金		309	
助成金収入		1,000	
その他		629	2,708
【営業外費用】			
支払利息		20,847	
為替差損		462	
上場関連費用		22,470	
その他		8,060	51,841
	経常利益		**886,999**
【特別損失】			
固定資産除却損		12,961	12,961
	税金等調整前当期純利益		874,037
	法人税、住民税及び事業税	331,868	
	法人税等調整額	△8,718	323,149
	当期純利益		550,888
	親会社株主に帰属する当期純利益		**550,888**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　2018年7月1日　至　2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2018年7月1日残高	401,372	318,930	660,525	－	1,380,828	△683	△683	1,380,144
当期変動額								
新株の発行	25,524	25,524			51,048			51,048
親会社株主に帰属する当期純利益			550,888		550,888			550,888
自己株式の取得				△234	△234			△234
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△208	△208	△208
当期変動額合計	25,524	25,524	550,888	△234	601,701	△208	△208	601,493
2019年6月30日残高	426,896	344,454	1,211,413	△234	1,982,530	△892	△892	1,981,638

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および名称

連結子会社の数　２社

連結子会社の名称　株式会社NOIS

飛博網通科技股份有限公司

（2）　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

（4）　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品……移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

・仕掛品……個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

②　重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……３年～15年

工具、器具及び備品……２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の案件を充たすものについて特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機的目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑧　その他連結計算書類等作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額… 1,737,119千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	4,761,900	5,045,500	－	9,807,400

（注）１．2018年７月13日開催の取締役会において、2018年９月１日付で普通株式１株を２株に株式分割することを決議しました。これにより、発行済株式の総数は4,761,900株増加しております。

２．第４回新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により、発行済株式の総数は283,600株増加しております。

（２）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　　316,400株

5．金融商品に関する注記

（1）　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等にて多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債、借入金およびリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後６年であります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4) 会計方針に関する事項　⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門と総務人事部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、営業推進本部が取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクを定期的に把握しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計算書）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）　金融商品の時価等に関する事項

2019年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）　現金及び預金	1,058,574	1,058,574	－
（２）　売掛金	993,170		－
貸倒引当金（※）	△5,051		－
	988,119	987,750	△369
資産計	2,046,693	2,046,324	△369
（１）　買掛金	320,139	320,139	－
（２）　未払法人税等	258,640	258,640	－
（３）　社債（１年内償還予定の社債を含む）	710,000	709,883	△116
（４）　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	1,619,490	1,628,393	8,903
（５）　リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	49,169	49,689	520
負債計	2,957,439	2,966,747	9,307
デリバティブ取引	－	－	－

※　売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）　売掛金

１年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が１年を超える予定のものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（1）　買掛金、（2）　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）　社債（1年内償還予定の社債を含む）、（5）　リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む。）これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行時の利率又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（4）　長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップは、全て特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

6．1株当たり情報に関する注記

（1）　1株当たり純資産額　202円06銭

（2）　1株当たり当期純利益　57円60銭

(注)当社は、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7．重要な後発事象に関する注記

（株式分割および定款の一部変更）

当社は、2019年8月9日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月1日付をもって株式分割および定款の一部変更を行う予定です。

（1）株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるために、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①　分割の方法

2019年８月31日（土曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年８月30日（金曜日））として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

②　分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数　：　9,807,400株
今回の分割により増加する株式数　：　9,807,400株
株式分割後の発行済株式総数　：19,614,800株
株式分割後の発行可能株式総数　：33,000,000株

（注）上記の発行済株式総数および増加する株式数は、2019年６月30日現在の発行済株式総数に基づいて記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③　日程

基準日公告日　：　2019年８月15日（木曜日）
基準日　：　2019年８月31日（土曜日）
効力発生日　：　2019年９月 １日（日曜日）

（注）上記の基準日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年８月30日（金曜日）であります。

④　資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

⑤　新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2019年９月１日以降に行使する新株予約権の１株当たりの行使価額を次のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	180円	90円
第５回新株予約権	424円	212円

⑥　１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額	101円03銭
１株当たり当期純利益	28円80銭

（３）株式分割に伴う定款の一部変更について

①　変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2019年９月１日をもって当社定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

②　変更内容

現行定款	変更後定款
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、16,500,000株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

（注）下線部は変更箇所を示しております。

③　定款変更の日程

取締役会決議日　：　2019年８月９日（金曜日）
効力発生日　：　2019年９月１日（日曜日）

貸借対照表（2019年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,003,294**	**【流動負債】**	**1,649,939**
現金及び預金	723,041	買掛金	323,201
売掛金	978,797	1年内償還予定の社債	280,000
商品	255,561	1年内返済予定の長期借入金	476,941
仕掛品	13,413	リース債務	31,306
貯蔵品	390	未払金	211,772
前払費用	33,789	未払費用	10,595
その他	3,351	未払法人税等	209,895
貸倒引当金	△5,051	賞与引当金	27,708
【固定資産】	**2,967,209**	その他	78,519
（有形固定資産）	**2,805,488**	**【固定負債】**	**1,623,237**
建物	10,540	社債	430,000
工具、器具及び備品	2,754,645	長期借入金	1,142,549
リース資産	40,302	リース債務	17,862
（無形固定資産）	**62,162**	退職給付引当金	17,100
ソフトウェア	55,565	その他	15,725
ソフトウェア仮勘定	6,596	**負債合計**	**3,273,177**
（投資その他の資産）	**99,558**	**純資産の部**	
関係会社株式	16,746	**【株主資本】**	**1,702,287**
敷金	36,959	**資本金**	**426,896**
繰延税金資産	41,983	**資本剰余金**	**344,454**
破産更生債権等	283	資本準備金	333,146
その他	3,869	その他資本剰余金	11,307
貸倒引当金	△283	**利益剰余金**	**931,170**
【繰延資産】	**4,960**	**その他利益剰余金**	**931,170**
社債発行費	4,960	繰越利益剰余金	931,170
		自己株式	△234
資産合計	**4,975,464**	**純資産合計**	**1,702,287**
		負債・純資産合計	**4,975,464**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書（自　2018年7月1日　至　2019年6月30日）

（単位：千円）

科目		金額	
【売　上　高】			**5,212,241**
【売　上　原　価】			2,436,785
	売　上　総　利　益		2,775,456
【販売費及び一般管理費】			2,047,924
	営　業　利　益		**727,532**
【営業外収益】			
受　取　利　息		765	
受　取　配　当　金		309	
為　替　差　益		865	
助　成　金　収　入		1,000	
そ　の　他		629	3,569
【営業外費用】			
支　払　利　息		21,682	
上場関連費用		22,470	
そ　の　他		8,060	52,213
	経　常　利　益		**678,887**
【特　別　損　失】			
固定資産除却損		12,961	12,961
	税引前当期純利益		665,925
	法人税、住民税及び事業税	258,753	
	法人税等調整額	△7,337	251,415
	当　期　純　利　益		**414,510**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　2018年7月1日　至　2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2018年7月1日残高	401,372	307,622	11,307	318,930	516,660	516,660	－	1,236,964	1,236,964
当期変動額									
新株の発行	25,524	25,524		25,524				51,048	51,048
当期純利益					414,510	414,510		414,510	414,510
自己株式の取得							△234	△234	△234
当期変動額合計	25,524	25,524	－	25,524	414,510	414,510	△234	465,323	465,323
2019年6月30日残高	426,896	333,146	11,307	344,454	931,170	931,170	△234	1,702,287	1,702,287

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）　資産の評価基準および評価方法

①　有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

仕掛品……個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

（2）　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…… ３年～15年

工具、器具及び備品…… ２年～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

（4）　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5） 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（6） 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の案件を充たすものについて特例処理を採用しております。

② ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

（7） その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

（1）　有形固定資産の減価償却累計額…　1,735,866千円

（2）　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権……　2,267千円

短期金銭債務……　3,061千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費……　13,414千円

営業取引以外の取引高……　835千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	120株	－	120株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度（2019年6月30日）
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,618千円
賞与引当金	8,426千円
減損損失	2,197千円
未払事業税	9,915千円
減価償却超過額	7,960千円
未払社会保険料	1,873千円
退職給付引当金	4,974千円
関係会社株式評価損	1,552千円
商品評価損	2,338千円
株主優待費用	3,144千円
その他	1,051千円
繰延税金資産　小計	45,052千円
評価性引当額	△3,068千円
繰延税金資産　合計	41,983千円

7．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社NOIS	所有 直接100%	資金賃借 役員の兼任等	資金の借入（注）	150,000	－	－
				資金の借入返済（注）	150,000	－	－
				借入金利息支払（注）	435	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供は行っておりません。

8．１株当たり情報に関する注記

（１）　１株当たり純資産額　173円57銭

（２）　１株当たり当期純利益　43円34銭

（注）当社は、2018年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

（株式分割および定款の一部変更）

当社は、2019年８月９日開催の取締役会決議に基づき、2019年９月１日付をもって株式分割および定款の一部変更を行う予定です。

（１）株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるために、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①　分割の方法

2019年８月31日（土曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年８月30日（金曜日））として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数　：　9,807,400株
今回の分割により増加する株式数　：　9,807,400株
株式分割後の発行済株式総数　：19,614,800株
株式分割後の発行可能株式総数　：33,000,000株

（注）上記の発行済株式総数および増加する株式数は、2019年６月30日現在の発行済株式総数に基づいて記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③日程

基準日公告日　：　2019年８月15日（木曜日）
基準日　：　2019年８月31日（土曜日）
効力発生日　：　2019年９月 １日（日曜日）

（注）上記の基準日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年８月30日（金曜日）であります。

④資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

⑤新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2019年９月１日以降に行使する新株予約権の１株当たりの行使価額を次のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	180円	90円
第５回新株予約権	424円	212円

⑥１株当たり情報におよぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額　86円79銭
１株当たり当期純利益　21円67銭

（３）株式分割に伴う定款一部変更について

①　変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2019年９月１日をもって当社定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

②　変更内容

現行定款	変更後定款
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、16,500,000株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

（注）下線部は変更箇所を示しております。

③　定款変更の日程

取締役会決議日　：　2019年８月９日（金曜日）

効力発生日　：　2019年９月１日（日曜日）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年８月22日

株式会社ファイバーゲート
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿部　博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤義仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの2018年７月１日から2019年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年８月22日

株式会社ファイバーゲート
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿部　博　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤義仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの2018年７月１日から2019年６月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年７月１日から2019年６月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年８月22日

株式会社ファイバーゲート　監査役会

常勤監査役　（社外監査役）　河　野　直　輝　㊞

社外監査役　小　幡　朋　弘　㊞

社外監査役　鎌　田　啓　志　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策を実施を可能にするとともに、株主・企業価値を向上させることを目的として、現行定款第６条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を33,000,000株から79,100,000株に変更いたしたく存じます。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更定款案	変更の理由・項目説明
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、79,100,000株とする。	将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策を実施を可能にするとともに、株主・企業価値を向上させることを目的として、発行可能株式総数を変更するものであります。

第２号議案　取締役６名選任の件

１．提案の理由

取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案が原案通り承認された場合、取締役６名のうち１名を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

２．取締役会に関する考え方

（コーポレート・ガバナンスの実効性を高める施策）

当社グループは、企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け様々な施策を講じております。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されております。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるために執行役員制度を導入しており、取締役会は経営の意思決定および監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしております。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役および社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。また、取締役および監査役を中心に、グループ経営戦略等に関するロングミーティングを取締役会とは別に開催しており、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない、中長期的な視野に立った議論を行っております。

（取締役候補者の選定）

当社は、企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を１年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定および監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。

第20期定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、６名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定および監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者６名のうち、女性１名を選定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名					当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	猪(いの)又(また) 將(まさ)哲(のり)					代表取締役社長	15回／15回（100%）
2	再任	松(まつ)本(もと) 泰(たい)三(ぞう)					取締役副社長 グループ会社統括担当・営業推進本部長兼お客様サービス部長	15回／15回（100%）
3	再任	濱(はま)渦(うず) 隆(たか)文(ふみ)					常務取締役 経営管理本部長兼財務経理部長	11回／11回（100%）
4	再任	篠(しの)田(だ) 信(のぶ)幸(ゆき)	社外	独立			取締役	15回／15回（100%）
5	再任	石(いし)丸(まる) 美(み)枝(え)					取締役	11回／11回（100%）
6	新任	高(たか)杉(すぎ) 顕(あきら)					社長室シニアテクニカルアドバイザー	－

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
1	猪又將哲（いのまた まさのり） （1965年２月26日生） 【取締役候補者】 再任 取締役会出席状況 15回／15回 （100％）	1987 年４月　興亜火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 1995 年12月　株式会社マイネット代表取締役 1996 年６月　株式会社ジャスティックレア取締役 1996 年11月　株式会社テレコアプテム（旧　株式会社マイネット）取締役 1998 年11月　株式会社ドゥテレコム取締役 2003 年11月　当社代表取締役社長（現任） 2008 年８月　一般社団法人日本マンスリー協会代表理事 2008 年12月　株式会社LEOC監査役 2010 年６月　株式会社ＦＧマーケティング代表取締役 2011 年６月　株式会社賃貸生活（現株式会社MIコーポレーション）代表取締役（現任） 2014 年12月　風の株式会社取締役 2015 年７月　飛博網通科技股份有限公司代表取締役 2017 年７月　一般社団法人日本マンスリー協会監事	2,991,200株
	取締役候補者とした理由	当社設立時から代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、一つでも多くの「ありがとう」を集めるという、当社の企業文化を形成・涵養してきました。事業戦略の展開という面から広く当社グループを指導し、自ら責任を持って率先垂範して臨み、業績を伸ばし続けています。このような業績、経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であり、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	猪又氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
2	松本泰三（まつもと たいぞう） （1964年8月30日生） 【取締役候補者】 再任 取締役会出席状況 15回／15回 （100%）	1990 年 4 月　ソニー株式会社入社 1994 年 8 月　株式会社幸洋コーポレーション入社 1996 年11月　株式会社リバティネット代表取締役 2000 年 4 月　株式会社ギガプライズ取締役 2002 年 6 月　同社取締役副社長 2009 年10月　同社代表取締役 2013 年 1 月　当社執行役員 2013 年 7 月　当社専務執行役員 2013 年 9 月　当社専務取締役 株式会社賃貸生活取締役 2014 年 3 月　株式会社FGマーケティング取締役 2015 年 7 月　飛博網通科技股份有限公司監査役 2016 年 2 月　当社専務取締役営業推進本部長 2018 年 9 月　飛博網通科技股份有限公司代表取締役（現任） 当社取締役副社長営業推進本部長 2019 年 8 月　当社取締役副社長グループ会社統括担当・営業推進本部長兼お客様サービス部長（現任）	722,000株
	取締役候補者とした理由	長年にわたる通信関連事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。当社および当社グループの事業拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	松本氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
3	濱渦隆文（はまうずたかふみ） （1976年1月20日生） 【取締役候補者】 再任 取締役会出席状況 11回／11回 （100%）	2000 年 4 月　株式会社エリアクエスト入社 2000 年12月　株式会社ベンチャー・リンク入社 2007 年 4 月　オリックス・キャピタル株式会社入社 2011 年 2 月　当社入社　経営企画室長 2011 年 6 月　株式会社賃貸生活取締役社長 2013 年 1 月　当社執行役員経営企画室長 2013 年 9 月　株式会社FGマーケティング取締役 2014 年 3 月　当社上級執行役員経営管理本部長 2016 年 3 月　当社常務取締役経営管理本部長 2016 年10月　当社常務執行役員営業推進本部副本部長 2018 年 3 月　当社常務執行役員経営管理本部長 2018 年 9 月　当社常務取締役経営管理本部長 2019 年 8 月　当社常務取締役経営管理本部長兼財務経理部長（現任）	1,600株
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、経営企画部門・営業部門の業務に従事し、現在は経営管理本部を統括しております。主に経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わり、管理部門・営業部門の強化に推進してまいりました。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	濱渦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
4	篠田信幸（しのだ　のぶゆき） （1951年8月30日生） 【社外取締役候補者】 再任　社外　独立 取締役会出席状況 15回／15回 （100%）	1974 年 4 月　株式会社西武百貨店入社 1992 年 3 月　同社有楽町店人事部長 1995 年 3 月　同社人事部人事一課長兼池袋人事部長 1997 年 3 月　株式会社ロフト入社 2002 年 9 月　同社執行役員 2003 年 9 月　同社大宮店執行役員館長 2004 年 3 月　同社業務統括部執行役員部長 2008 年 5 月　同社取締役執行役員経営企画担当 2010 年 3 月　同社首都圏営業部担当 2011 年 3 月　同社管理部門担当 2016 年 4 月　株式会社シチズンリテイルプランニング入社 2016 年 6 月　当社社外取締役（現任）	1,900株
	社外取締役候補者とした理由	これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	篠田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
5	石丸美枝（いしまるみえ） （1969年11月２日生） 【取締役候補者】 再任 取締役会出席状況 11回／11回 （100％）	1997 年11月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 2003 年４月　公認会計士登録 2010 年２月　公認会計士石丸会計事務所所長（現任） 2011 年４月　株式会社電算入社 2011 年５月　税理士登録 2012 年６月　株式会社電算取締役 2016 年７月　株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役 2018 年７月　同社取締役（現任） 2018 年７月　株式会社じゃんぱら（旧株式会社サードウェーブエクスチェンジ）社外取締役（現任） 2018 年９月　当社社外取締役（現任）	－株
	取締役候補者とした理由	石丸氏は、公認会計士としての豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の取締役会体制に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	石丸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
6	高杉顕（たかすぎ あきら） （1958年12月13日生） 【取締役候補者】 新任	1981 年 4 月　警察庁通信局通信総務課採用 2011 年 3 月　警察庁情報通信局情報通信総合研究官 2015 年 1 月　関東管区警察局神奈川県情報通信部長 2016 年 7 月　近畿管区警察局大阪府情報通信部長 2018 年 3 月　警察大学校警察情報通信研究センター所長 2019 年 7 月　当社入社　社長室シニアテクニカルアドバイザー（現任）	800株
	取締役候補者とした理由	高杉氏は、情報通信およびネットワークにおいて豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の取締役会体制に活かしていただくため、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	高杉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

（注）1．「所有する当社の株式数」については、各候補者の2019年６月30日現在の所有株式数を記載しております。

2．篠田信幸氏は、社外取締役候補者であります。取締役として選任された場合、当社は同氏を引き続き株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員とする予定であります。

3．社外取締役候補者であります篠田信幸氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、３年となります。

4．当社は、篠田信幸氏及び石丸美枝氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5．当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、本議案が承認可決され、候補者が社外取締役に就任した場合には、候補者との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

以　上

社外取締役および社外監査役の独立性の基準

当社は、当社の社外取締役および社外監査役の独立性基準について以下のとおり定める。

1．当社および当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）との関係
現在および過去10年間において、当社グループの役員および従業員ではないこと。

2．取引先との関係
現在および過去３年間において、以下の①および②に該当しないこと。
① 当社グループの主要な取引先（当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員）。
② 当社グループを主要な取引先としている者（その者が法人である場合にはその役員または従業員）。

3．株主との関係
現在および過去３年間において、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員）ではないこと。

4．顧問、コンサルタントとの関係
現在および過去３年間において、以下の①および②に該当しないこと。
① 当社グループの会計監査人、税理士または弁護士、その他コンサルタント（その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員）であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。
② 上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他コンサルタント（その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員）であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。

5．寄付先との関係
現在および過去３年間において、当社グループから多額の寄付を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと。

6．近親者との関係

上記１．から５．に該当する（重要ではない者を除く）の近親者ではないこと。

（注）１．当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の２％以上を占める場合をいう。

２．当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の２％以上を占める場合をいう。

３．主要株主とは総議決権の10％以上保有（間接保有を含む）する株主をいう。

４．多額の金銭とは、過去３年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の２％以上をいう。

５．多額の寄付とは、過去３年間の平均で年間1,000万円以上または連結総売上高もしくは総収入の２％のいずれか高いほうの額を超える寄付をいう。

６．近親者とは、配偶者または２親等以内の親族をいう。

以　上

第20期 定時株主総会会場ご案内

会 場	札幌ビューホテル 大通公園 地下２階クレストホール
住 所	札幌市中央区大通西8丁目
TEL	011-261-0111（代表）

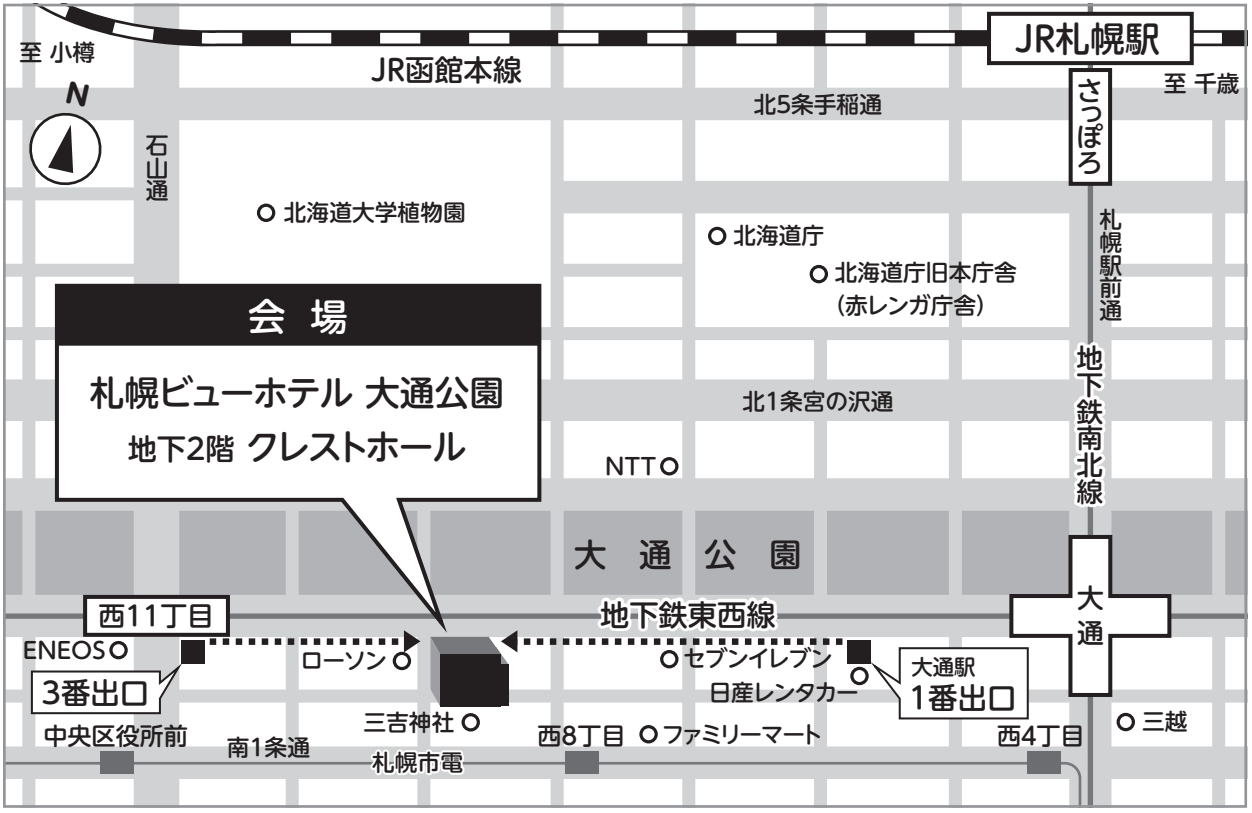

交通のご案内
最寄り駅からのアクセス

JR「札幌駅」より車で5分、徒歩約20分
地下鉄東西線「西11丁目駅」3番出口より徒歩約3分
地下鉄南北線「大通駅」1番出口より徒歩約5分

UD FONT